

第 3 号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書

		☐ 新規 ☒ 変更	
(宛 先) 京都府知事		令和7年8月27日	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
京都府舞鶴市宇余部下1190番地		海上自衛隊舞鶴地方総監 西脇 匡史	
		電話番号： 0773 - 62 - 2250	

主たる業種	国の行政機関				細分類番号	9	7	3	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				☒ 第12条第 1 項第 1 号 ☐ 第12条第 1 項第 2 号又は第 3 号 ☐ 第12条第 1 項第 4 号				
計 画 期 間	令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで								
基 本 方 針	老朽設備の更新、省エネ対策の徹底等により、省エネ目標を達成していく。								
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とする省エネ推進委員会を実施し、燃料、電気等の使用実績を共有した上で、どのような省エネ対策を行うか等を検討する。また節電について継続的に周知を行う。								
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 量		基準年度 (令和 2 ～ 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	増 減 率		
	事 業 活 動 に 伴 う 排 出 の 量		4,705.5 トン	4,461.2 トン	4,324.1 トン	4,151.4 トン	-8.4	パーセント	
	評 価 の 対 象 と な る 排 出 の 量		4,613.9 トン	4,461.2 トン	4,324.1 トン	4,151.4 トン	-6.5	パーセント	
	目 標 の 根 拠		京都府条例に基づき基準値から令和 7 年度末までに年度平均 4 %の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	増 減 率		
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積× 1 / 1 0 0 m ²)	10.87	10.30	9.99	9.59	-8.37	パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント	
	原 単 位 の 指 標 及 び 目 標 の 根 拠		京都府条例に基づき基準値から令和 7 年度末までに年度平均 4 %の削減を目指す。						
重 点 的 に 実 施 す る 取 組 の 実 施 計 画			基準年度 (令和 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	備 考		
			0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令 和 5 年 度		節電を行うとともに照明設備の更新を行う。						
	令 和 6 年 度		節電を行うとともに照明設備の更新を行う。						
	令 和 7 年 度		節電を行うとともに照明設備の更新を行う。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措 置 の 内 容		環境面のみならず、健康面においても自動車の利用を控え、極力自転車や徒歩を推奨する。						
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由		交通機関が発達しておらず、遠距離通勤者が多数いるため、一概に自動車の使用を控えさせることが困難なため。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分		第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	備 考			
	森 林 の 保 全 及 び 整 備 に よ る も の			トン		トン		トン	
	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の			トン		トン		トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン		トン		トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン		トン		トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの			トン		トン		トン	
	合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	節電等の省エネ対策を行うとともに、照明機器を L E D 化を進め、暖房開始温度の調整等を行う事で、二酸化炭素排出量の削減に努める。								
特記事項	代表者変更 伊藤 秀人 ➡ 西脇 匡史								

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の 3 年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。